

仏生寺学童保育運営規約

(目的)

第1条 子ども子育て支援制度と児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に適切な遊びと生活の場を与え、その健全な育成を図ることを目的とする。

(設置及び名称)

第2条 前条の目的を達成するため、仏生寺公民館に放課後学童保育クラブを設置する。

2 放課後学童保育クラブの名称は、仏生寺学童保育（以下学童保育という。）と称する。

(活動内容)

第3条 この学童保育は、次の活動を行う。

- (1) 児童の健康管理、安全の確保及び情緒の安定に関すること。
- (2) 遊びを通じて自主性、社会性及び創造性の向上を図ること
- (3) 基本的な生活習慣についての援助や自立に向けた手助けを行うこと。
- (4) 前各号に掲げるもののほか放課後児童の健全育成上必要な活動

(構成員)

第4条 この学童保育は次の掲げる者をもって構成するものとする。

- (1) 保護者
- (2) 仏生寺自治振興委員会
- (3) 仏生寺公民館
- (4) 仏生寺地域づくり協議会
- (5) 湖南小学校の代表
- (6) 学童保育指導員

(役員の種類及び選任)

第5条 学童保育を運営するため、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2名
- (5) 主事 1名

2 役員は総会で選出し、役員任期は1年とする。再任は妨げない。

3 充て職等による補充役員任期は、前任者の残任期間とする。

4 役員と指導員を兼ねることができる。

(指導員)

第6条 第3条に掲げる活動を実施するため、学童保育指導員（以下指導員という。）を置く。

2 指導員の就業等に関する事項は、別に定めるものとする。

(役員の仕事)

第7条 会長は学童保育を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 監事は学童保育の会計、資産及び役員の仕事執行状況を監査すること。
- 4 主事は本会の庶務・会計事務を処理し、必要な書類管理を行う。

(総会)

第8条 総会は年1回、会長が招集する。必要に応じて臨時総会を招集できる。

2 総会は次の事項を審議し、議決する。

- (1) 事業計画及び事業報告に関する事項
- (2) 予算及び決算に関する事項
- (3) 会費及び資産に関する事項
- (4) 役員を選任に関する事項
- (5) 規約の改正に関する事項
- (6) その他重要な事項

3 総会は役員、保護者及び指導員の過半数をもって成立し、出席できない場合、委任状の提出により、出席数に加えるものとする。

4 総会は、会長が議長を務め、出席者の過半数をもって決する。賛否同数の場合は会長がこれを決する。

(役員会)

第9条 役員会は、会長が必要に応じて随時開催する。

- 2 役員会は学童保育の仕事執行に必要な事項及び総会に諮る事項を審議し、議決する。
- 3 役員会は役員員の過半数の出席をもって成立し、出席者の過半数をもって決する。賛否同数の場合は会長がこれを決する。

(予算及び決算等)

第10条 学童保育の収支予算は、会計年度内において全ての収入(会費、委託費、寄付金等)及び支出の予定を計上し、総会の議決により定める。

2 収支決算は、毎会計年度終了後3月以内に、その年度末の財産目録とともに、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第11条 学童保育の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(その他)

第12条 この規約に定めのない運営上必要な事項は、役員会で審議し定める。

附則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。